

個人情報取扱方針・規則・細則

※個人情報保護法に規定されている事項は全て順守ですが、会員に対して自らの団体が個人情報取扱事業者として必要に応じて整備しておくことが大切です。

①堺市立●●学校（園）PTA個人情報保護方針

：大きく取組の方向性を宣言

②堺市立●●学校（園）PTA個人情報取扱規則

：活動に深く関わる主に会員が知りたいと思われる部分を抜粋して共有する

③堺市立●●学校（園）PTA個人情報取扱細則

：これさえ見れば法も順守していることになるという詳細を示したマニュアル

※以下は「●●PTA個人情報取扱規則」を例に作成しています。

堺市立●●学校（園）PTA個人情報取扱規則（サンプル）

第1条 本規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、堺市立●●学校（園）PTA（以下「本会」という。）が保有する個人情報の取扱いに関して必要な事項を定める。

第2条 本規則における用語は、法で使用する用語の例による。

※要配慮個人情報の具体事案（あれば保険申請及び報告の作成等）を示しておくのはどうか。要配慮個人情報への該当有無は法及び施行令第2条参照。

第3条 本会は、個人情報の取扱いに関して総括的な責任を有し、個人情報の管理に関するすべての職責と権限を有する個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者に会長を充てる。

3 会長に事故があるときは、評議会を構成する者のなかからあらかじめ評議会により選任された者がその職務を行う。

第4条 本会における個人情報取扱者（以下「取扱者」という。）に、評議会を構成する者を充てる。

※個人情報を知り得る立場の人で最小限の範囲が良い

第5条 管理者及び取扱者は、職務上知りえた個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を定め、本人に通知又は明示する。

※「●●事業」で「誰の」「何の」情報を「何の目的に」「どのように」利用・管理するの

か。「誰かに」提供するのか、「誰から」収集するのか（第9条及び第10条）

※記載の「本人に通知又は明示する」とは、本人に書面で渡すか専用HPで公開することをいいます。

第7条 本会は、収集した個人情報を本人の同意なく事前に定めた利用目的を越えて利用しない。

第8条 取扱者は、個人情報の安全確保のため、次の各号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、破損その他の事故防止
- (2) 改ざん及び漏洩の防止
- (3) 不要となった個人情報の適切かつ速やかな廃棄又は消去

2 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第9条 本会は、法が第三者提供として認める場合において、個人情報を提供するときは、その情報の範囲・内容及び提供相手方氏名、情報者の同意について確認し記録する。また、情報受領者に対し当該情報の管理に対する指導を行う。

※資料1参照

第10条 本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは、第三者の氏名及び個人情報の取得経緯、その情報の範囲・内容、情報者の同意について確認し記録する。

※資料2参照

第11条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、訂正、追加、削除を求められたときは、誠実に対応する。

第12条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情があれば、適切かつ迅速に対応するよう努めるものとする。

第13条 本規則に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した者は、その旨を管理者に報告するものとする。

- 2 管理者は、前項による報告内容を調査し、遅滞なく適切な措置をとるものとする。

※漏洩時の対応ガイドライン参照

第14条 管理者は、取扱者に対して個人情報の取扱いに関する留意事項を周知するものとする。

2 管理者は、本会会員に対して総会資料により本規則を配布するものとする。

第15条 本規則の改廃は、評議会の承認を受けて行う。

本規則は、平成 年 月 日から施行する。